

平成18年度からの 固定資産税について

固定資産税は、毎年1月1日（「賦課期日」といいます。）に、土地・家屋・償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を所有している人に対して課せられる町税です。これまで旧宮之城町・旧鶴田町・旧薩摩町でそれぞれ持っていた資産が合併により統合され、課税されることとなります。

固定資産税の税額は、課税標準額× 税率となります。

課税標準額・・・固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。

税率・・・さつま町の税率は、標準税率の1.4%です。

課税標準額が次の金額に満たない場合は、固定資産税は課税されません。

土 地	家 屋	償却資産
30万円	20万円	150万円

※免税点となります。



資産が統合されることにより、次のような例が発生しますので参考にしてください。

例) 旧宮之城町・旧鶴田町にそれぞれ資産を持っていた場合

平成17年度の場合

旧宮之城町に土地を所有	20万円
旧鶴田町に土地を所有	20万円



30万円未満なので税金は発生しません



30万円未満なので税金は発生しません

平成18年度の場合

さつま町に土地を所有	40万円
(旧宮之城町に土地を所有)	(20万円)
(旧鶴田町に土地を所有)	(20万円)



統合された資産の合計が30万円以上になりますので税金が発生します



合併により資産統合

旧町分の資産を統合した場合、新たに税金が発生する場合があります。今回は土地の事例をあげて紹介しましたが家屋・償却資産についても同様です。不明な点は、税務課資産税係へお問い合わせください。

緊急警報!

悪質商法（屋根工事編）

～今度はあなたが“かも”になるかも～

目的を隠して近づき高額な契約を急がせる



◆ポイント

- ・悪質業者は、雨どいの清掃などといって住宅リフォーム工事の勧誘であることを隠して近づきます。
- ・すぐに工事をしないと危険であるなど不安をあおって高い契約をさせる手口は悪質業者の手段です。
- ・高額な工事では、2～3社から見積もりを取って比較すると、妥当な工事費が分かります。

決断は急がずに！ 契約をする前に家族や友人と相談してじっくり考えましょう。

「おかしいな」「困ったな」と思ったらすぐ相談を！

一人で悩まず、家族や友人、役場の相談窓口、消費生活センターなど信頼できるところに相談しましょう。クーリングオフ期間を過ぎていてもあきらめずに相談することが大切です。

☆相談・お問い合わせ先 商工観光課商工振興係 ☎53-1111 内線2241
県消費生活センター相談室 ☎099-224-0999